

# ごみ分別に係る変更等に係る情報について

令和3年7月1日

日頃より、ごみの分別にご協力いただき大変ありがとうございます。  
さて、シュレッダーごみの分別が下記のとおり変更となりますので、今後出す際には、「燃やすごみ」でお出しください。

## シュレッダーごみ（その他紙類）

資源ごみ → 燃やすごみ  
(透明の袋) (黄色の有料袋)

\*最近乾電池等の混入により、塵芥収集車の火災が発生しています。当町でこのような事故の発生を防ぐため下記のことご注意くださいよお願いいたします。

- おもちゃ等の廃棄物から乾電池等を必ず抜いていただき、分別して出してください。

○おもちゃ等本体 → 燃やさないごみ  
\*材質により金属ごみ等になります。

○乾電池等 → 有害ごみ  
\*透明な袋に入れ「有害ごみ」と書いてください。

◎乾電池等には、コイン電池、ボタン電池、充電式電池も含まれます。

\*次の廃棄物について、分別が誤っている場合がありますのでよろしくお願ひいたします。

- 使い捨てライター、チャッカマン等  
危険ごみ X 有害ごみ O

- 電子たばこ  
小型家電 X 有害ごみ O

O出す際には、透明な袋に「有害ごみ」と書いてください。

\*町内において、「ごみの不法投棄」に関する通報が寄せられています。「不法投棄行為を見た」「不法投棄物を見つけた」場合は、発見した場所、投棄物の種類や車両ナンバー等を役場町民課又は本別警察署陸別駐在所までご連絡ください。

不法投棄は犯罪です。不法投棄を行った場合は、  
5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に処されます。

問い合わせ

陸別町役場町民課国保衛生担当

電話 27-2141 (内線114,115)